

プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

項目 第 349 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 349 回企業会計基準委員会（2016 年 11 月 18 日開催）で議論された「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

第 349 回企業会計基準委員会における事務局の提案

（公共施設等運営権の会計処理に関する提案の追加的な検討）

2. 運営権対価が固定額でなく全額が将来の業績等に連動して定められる場合について追加的な検討を行った結果、事務局は、次のとおり提案を行った。
 - (1) 公共施設等運営権を取得した時に合理的に見積られた金額により、資産及び負債を計上する。
 - (2) プロフィットシェアリング条項に基づく支出額は支出の都度、費用として処理する。

（「更新投資の会計処理」に関する分析）

3. 更新投資の会計処理について、第 89 回専門委員会における参考人の説明を踏まえて分析を行った結果、事務局は、更新投資の義務性、及び更新投資の総額の合理的な見積りの可能性によって、更新投資に係る資産及び負債の会計処理を区分する提案を行った。
4. これらの提案に対し、次のような意見が聞かれた。

第 349 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

（公共施設等運営権の会計処理に対する意見）

5. プロフィットシェアリング条項に基づく支出額について、運営権対価とは性質が異なるものと整理して、支出の都度、費用として処理する事務局の提案に賛成する。

（対応案）

事務局の提案に賛成する意見である。

6. 運営権対価が将来の業績等に連動する形式で定められる場合においても、公共施設等運営権の取得時に無形固定資産として計上する理由について、登録免許税の課税標準として運営権対価の合理的な見積りが行われるという点は、運営権対価の価格は一に定まり、固定価格と考えられる理由として記載した方が分かりやすいのではないか。

(対応案)

ご指摘を踏まえて、結論の背景を修正する。

(更新投資に関する意見)

7. 更新投資に関する会計処理については、複数の会計処理が並存することとなるため、運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の会計処理の方法が明らかになるような注記は必要であると考ええる。

(対応案)

事務局の提案に賛成する意見である。

8. 更新投資について、公共施設等運営権の取得時に資産及び負債を計上する場合の要件として、現在価値を負債として計上するためには、支出時期も合理的に見積ることができることも要件に記載する必要があるのではないか。

(対応案)

ご指摘を踏まえて、文案を修正する。

(その他の意見)

9. 減損会計基準等の適用に際しての資産のグルーピングに関して、ただし書きの規定の趣旨を確認したい。

(対応案)

資産のグルーピングは原則として、公共施設等運営権の単位で行うこととした上で、管理会計上の区分等を考慮して、個々の公共施設等ごとに合理的な基準に基づき分割した公共施設等運営権の単位で行うこともできるという趣旨である。

以上